

死亡牛BSE（牛海綿状脳症）検査対象

平成31年4月1日

- ① 96ヶ月齢（8歳）以上の全死亡牛
- ② 起立不能牛^{※1}及び届出伝染病（白血病他）と診断した48ヶ月齢以上の死亡牛
- ③ 特定臨床症状^{※2}を呈した牛（全月齢）

※1 起立不能牛（防疫指針第3の1の(1)の留意事項）
低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウナー症候群、頸髄炎、変形性脊椎症、脳軟化症、癲癇、顔面神経麻痺、三叉神経麻痺、肩甲上神経麻痺、橈骨神経麻痺、腓骨神経麻痺、頸骨神経麻痺、その他末梢神経麻痺と診断し、死亡又はとう汰された牛

※2 特定臨床症状（防疫指針第3の1の(1)の留意事項）
ヒストモナス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎又は神経症（全身又は後軀に異常が見られる神経麻痺及び神経系の腫瘍）であると疑われた又は確定診断された牛であって、かつ、治療に反応せず進行性の中樞神経症状を呈していた又は可能性が高い牛

死亡牛の移動

★BSE検査対象牛

農場 → 家畜衛生管理センター → 県外化製場

★BSE検査非対象牛

農場 → 死亡牛取扱施設